

## 鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度実施要綱

### (目的)

第1条 県内の中小企業者等が開発し、又は製造する製品等について、県の機関が試行的に発注し、官公庁からの受注実績を作ることにより、県内の中小企業者等の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的として、鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度(以下「本制度」という。)を設ける。

### (定義)

第2条 この要綱において「県内の中小企業者等」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第1項に定める中小企業者のうち県内に事業所を有する者及び県内の自治体の誘致により県内に進出した企業をいう。

2 この要綱において「製品等」とは、物品、ソフトウェア、システム及び技術をいう。

3 この要綱において「トライアル発注」とは、この要綱に基づき選定された製品等について、県の機関が試行的に発注することをいう。

### (対象となる製品等)

第3条 トライアル発注の対象となる製品等(以下「トライアル発注対象製品等」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たすもので、第5条第1項第3号の規定により選定され、同条同項第4号に規定する登録簿に掲載されているものとする。

(1) 県内の中小企業者等が県内で自ら製造し、又は開発したものであること。

(2) 新規性及び独創性があること。

(3) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。

(4) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。

(5) 製品等に適用される法令等を遵守していること。

(6) 県の機関において使用する可能性があること。

(7) 医薬品、化粧品、農水産物、食品、飲料等人が摂取するもの、公共事業での使用を想定するもの並びに過去に本制度に申請された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等でないこと。

2 県内の自治体が誘致する企業が、進出協定等の締結により、将来的に前項第1号の要件を満たすこととなる場合は、当該誘致企業が製造し、又は開発した製品等については、当該協定等の締結をもって同号の要件を満たしたものとみなす。

### (トライアル発注対象製品等選定会議)

第4条 本制度を適正かつ円滑に実施するため、トライアル発注対象製品等の選定に当たっては、鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議(以下「選定会議」という。)を開催する。

( トライアル発注の実施方法 )

第5条 トライアル発注対象製品等の募集、選定及び評価は、次のとおり実施するものとする。

- ( 1 ) トライアル発注対象製品等は、公募する。トライアル発注対象製品等として選定を受けようとする者は、別に定めるところにより知事に申請する。
- ( 2 ) 選定会議においては、申請書類及び申請者のプレゼンテーションに基づき、応募された製品等が第3条の要件を満たすかどうか審査する。
- ( 3 ) 商工労働部長は、選定会議の審査結果をもとに、トライアル発注対象製品等として選定する製品等を決定する。
- ( 4 ) トライアル発注対象製品等として選定された製品等は、トライアル発注対象製品等登録簿(以下「登録簿」という。)に掲載し、県の機関に対し周知を図るものとする。
- ( 5 ) 県の機関は、登録簿に掲載されたトライアル発注対象製品等を、予算の範囲内で必要に応じて発注する。
- ( 6 ) 商工労働部産業振興総室は、トライアル発注対象製品等を発注した県の機関の評価結果について、受注者に報告する。

( 製品等に関する公表 )

第6条 前条第1号から第5号までに係る本制度の実施に関する事項は、原則として公表する。

- 2 前項の公表により申請者に損失が生じたときは、県はその損失についての責任は負わず、その損失は、申請者の負担とする。

( 報告 )

第7条 トライアル発注対象製品等として選定を受けた者は、当該製品等の納入実績等を別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

( その他 )

第8条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月14日から施行する。

この改正は、平成21年4月20日から施行する。

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

この改正は、平成23年5月31日から施行する。